

(別添)

免許法認定通信教育 認定申請等要領

(令和6年度以降開設分)

令和5年12月
文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

目 次

1. 認定申請要領及び提出書類の様式

○認定申請要領（令和6年度以降開設分）・・・・・・・・・・ 1

○提出書類の様式

- ・様式第1号 申請書・・・・・・・・・・ 4
- ・様式第2号 実施計画書・・・・・・・・・・ 5
- ・様式第3号 開設科目の概要・・・・・・・・・・ 6
- ・様式第4号 指導計画及び成績審査の方法・・・・・・・・・・ 7
- ・様式第5号 講師の氏名、主要職歴及び担当授業科目等・・・・・・・・・・ 8
- ・様式第6号 通信教育を行うための体制等・・・・・・・・・・ 9
- ・様式第7号 受講料及び収支予算表・・・・・・・・・・ 10
- ・別紙様式A 開設科目一覧・・・・・・・・・・ 11

○認定申請書記入要領（令和6年度以降開設分）・・・・・・・・・・ 12

○認定申請書記入例（様式第1号～第7号，別紙様式A）・・・・・・・・・・ 24

2. 実施状況等報告要領及び提出書類の様式

○実施状況等報告要領（令和6年度以降開設分）・・・・・・・・・・ 33

○提出書類の様式

- ・様式第8号 実施報告書（かがみ）・・・・・・・・・・ 34
- ・様式第9号 実施報告書・・・・・・・・・・ 35
- ・様式第10号 受講料及び収支決算表・・・・・・・・・・ 36
- ・別紙様式B 実施報告一覧・・・・・・・・・・ 37

○実施報告書記入要領・・・・・・・・・・ 38

○実施報告書記入例（様式第8～10号，別紙様式B）・・・・・・・・・・ 39

3. 変更届出要領

○変更届出要領（令和6年度以降開設分）・・・・・・・・・・ 44

○提出書類の様式

- ・様式第11号 変更届・・・・・・・・・・ 45

○変更届記入例（様式第11号）・・・・・・・・・・ 46

1. 認定申請要領及び提出書類の様式

＜認定申請要領＞（令和6年度以降開設分）

- (1) 教育職員免許法施行規則（以下「規則」という。）第6章に基づき、免許法認定通信教育（以下「認定通信教育」という。）として認定を受けようとする場合は、Ⅱに掲げる書類を作成し、独立行政法人教職員支援機構（以下「機構」という。）に、電子メールにより提出すること。なお、独立行政法人教職員支援機構において認定に係る申請を受領してから7日以内に、メールにより受領した旨の連絡を行うので、当該期間内に受領確認の連絡がない場合は、同機構に問い合わせること。
- (2) 記入に当たっては、「免許法認定通信教育 認定申請書記入要領」及び「記入例」を参照すること。
- (3) 認定通信教育開設者の資格（開設しようとする認定通信教育の課程に相当する課程を有する大学）は、原則として、開設しようとする認定通信教育の課程に相当する教職課程を有する大学であり、開設しようとする認定通信教育の課程に相当する教職課程を有しない場合は、相当性の有無を確認する必要があることから、22、23ページを参照し、必要書類を提出すること。
- (4) 申請は、認定通信教育の開始の2か月前までに行うこと。なお、申請書受領から認定まではおおむね1か月程度なので、日程に余裕をもって申請を行うこと。
- (5) 認定通信教育の広報は認定を受けた後に行うこと。なお、広報に関する全ての関係書類やホームページの画面に以下の内容を明確に記載することにより、認定前の認定通信教育の広報を行うことも差し支えないこと。
 - ・申請書を提出する前は「申請予定」、申請書提出後は「認定申請中」と明確に記載すること。
 - ・開設科目名、科目区分、時間数、担当講師など申請内容を掲載する場合は、「予定であり、変更があり得る」ことを明確に記載すること。
- (6) 認定通信教育の受講者の申込受付は、認定を受けた後に行うこと。なお、認定前の認定通信教育についても、(5)に示す内容を明確に表示することにより、仮の受付を行うことは差し支えないこと。ただし、申込者に対する受講者決定の連絡は、必ず認定を受けた後に行うこと。
- (7) 機構において認定事務終了後、文部科学大臣が認定し、認定通知書を文部科学省から申請機関に送付する。

【提出書類】

以下の書類のうち、(10) (11) 以外の書類をPDF化し、提出すること。その際、必ず暗号化すること。(10) (11) は従来通り郵送で提出すること。

- | | | |
|-------------------------|------------------|-------|
| (1) 申請書 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 様式第1号 |
| (2) 実施計画書 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 様式第2号 |
| (3) 開設科目の概要 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 様式第3号 |
| (4) 指導計画及び成績審査の方法 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 様式第4号 |
| (5) 講師の氏名、主要職歴及び担当授業科目等 | ・・・・・・・・ | 様式第5号 |

- (6) 通信教育を行うための体制等・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式第6号
- (7) 受講料及び収支予算表・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式第7号
- (8) 学則（写し） ※ 開設者が大学の場合
- (9) 指導大学の同意書（写し） ※開設者が都道府県・指定都市・中核市教育委員会の場合（様式自由）
- (10) 通信教育用教材 ※ 授業形態に「印刷教材等による授業」が含まれる場合
- (11) 学習指導書 ※ 授業形態に「印刷教材等による授業」が含まれる場合
- (12) 開設しようとする認定通信教育の課程に相当する課程を有することを確認するための書類
- (13) 開設科目一覧・・・・・・・・・・・・・・・・ 別紙様式A（Excelで提出）
※開設しようとする認定通信教育の課程に相当する教職課程を有しない場合（22ページ参照）

提出先〈(10)・(11)以外〉：menkyo-nintei@ml.nits.go.jp

（（独）教職員支援機構 認定講習等事務担当 宛）

件 名：【開設者名】免許法認定通信教育申請書類一式

（例）【〇〇大学】免許法認定通信教育申請書類一式

ファイル名（書類一式）：「開設者名」＋「認定通信教育申請一式」＋「.pdf 拡張子」

（例）〇〇大学認定通信教育申請一式.pdf

ファイル名（別紙様式A）：「開設者名」＋「認定通信教育申請」＋「.xlsx（エクセル拡張子）」

（例）〇〇大学認定通信教育申請.xlsx

提出先〈(10)・(11)〉：〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-1-2 学術総合センター11 階

（（独）教職員支援機構 認定講習等事務担当 宛）

【留意事項】

- (1) 認定通信教育は、開設しようとする通信教育の課程について単年度ごとに認定するものとする。
- (2) 認定通信教育は、開設しようとする認定通信教育の課程に相当する課程を有する大学、授与権者である都道府県教育委員会、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、指定都市教育委員会及び中核市教育委員会が開設することができる。
- (3) 認定通信教育における単位は、認定通信教育の課程を修了し、開設者の行う試験、論文、報告書その他による成績審査に合格した者に授与するものとする。
- (4) 授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付又は指定し、主としてこれにより学修させる授業（以下「印刷教材等による授業」という。）、若しくは主として

放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業（以下「放送授業」という。）のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとし、添削等による指導を併せ行うものとする。

- (5) 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、第 3 条第 1 項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね 15 時間から 45 時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて 1 単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、開設者が定める時間の授業をもつて 1 単位とすることができる。
- (6) 45 時間の学修を必要とする印刷教材の分量は、教科書、学習指導書等を合わせ概ね A 5 判 100 頁程度とし、開設科目及びその内容により開設者において適切に定めるものとする。
- (7) 認定通信教育を受ける学生が参考文献等を十分に活用できるよう、図書の貸出等必要な措置を講じるものとする。
- (8) 認定通信教育を受ける学生への添削等による指導及び教育相談を円滑に処理するため、適当な組織等を設けるものとする。

【様式第1号】

(文 書 番 号)
令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

申請者名

令和 年度 免許法認定通信教育の認定申請について

このたび教育職員免許法別表第3備考第6号及び教育職員免許法施行規則第48条の規定により、下記の通信教育について認定を受けたく申請します。

記

- 1 目 的 :
- 2 名 称 :
- 3 指導を受けようとする大学の名称 :
- 4 実施期間 : 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
- 5 受講者定員(総数) : 人
- 6 受講者の資格 :

〔添付書類〕

- 1 実施計画書・・・様式第2号
- 2 開設科目の概要・・・様式第3号
- 3 指導計画及び成績審査の方法・・・様式第4号
- 4 講師の氏名、主要職歴及び担当授業科目等・・・様式第5号
- 5 通信教育を行うための体制等・・・様式第6号
- 6 受講料及び収支予算表・・・様式第7号
- 7 学則(写し)・指導大学の同意書(写し)
- 8 通信教育用教材
- 9 学習指導書
- 10 開設しようとする認定通信教育の課程に相当する課程を有することが確認できる書類

(事務担当者の所属・氏名等)

所属		電話	
職名 氏名	(職名)	FAX	
	(氏名)	E-mail	

令和

年度

免許法認定通信教育実施計画書

(指導) 大学名		大学		(修士課程名)					
開設しようとする認定通信教育の課程に相当する教職課程の有無									
No.	免許状の種類	免許法別表第8対応科目	免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設科目名	授与単位	履修期間	試験日 (論文審査日)	受講定員数
			科目	各科目に含める必要事項	中心となる領域 含む領域				
1									(人)
2									(人)
3									(人)
4									(人)
5									(人)
6									(人)
7									(人)

【認定要件外】相互実施(認定)状況

今回申請を行う免許法認定通信教育と相互に実施(認定)している事業などが (☐ ある ☐ ない)

「ある」にチェックをした場合、講習の種類

(☐ 中堅教諭等資質向上研修 ☐ 初任者研修 ☐ その他 ())

該当科目(通し番号で記載)、講習名 ()

()

開設科目の概要

No.	開設科目名	科目の概要
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		

指導計画及び成績審査の方法

No.	開設科目名	授業形態	通信教育用教材	授業の方法（レポート提出及び添削指導）	成績審査の方法 ①成績審査方法 ②評価段階（可否区分） ③本人確認の方法（最終試験を 対面で実施しない場合）
1		☐ 印刷教材等による授業 ☐ 放送授業			
2		☐ 印刷教材等による授業 ☐ 放送授業			
3		☐ 印刷教材等による授業 ☐ 放送授業			
4		☐ 印刷教材等による授業 ☐ 放送授業			
5		☐ 印刷教材等による授業 ☐ 放送授業			
6		☐ 印刷教材等による授業 ☐ 放送授業			
7		☐ 印刷教材等による授業 ☐ 放送授業			

講師の氏名、主要職歴及び担当授業科目等

No.	開設科目名	講師名	主要職歴	大学（大学院）における担当授業科目名又は研究分野
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				

通信教育を行うための体制等

指 導 体 制	
図書貸出関係	
その他	

受 講 料 及 び 収 支 予 算 表

(1) 受講料

区 分	1 単位あたりの単価
	円

(2) 収支予算

①収入（予定額）

区 分	金 額（円）
計	

②支出（予定額）

区 分	金 額（円）
計	

(3) 備考

--

免許法認定通信教育開設科目一覧

所在都道府県	
開設者名	

No.	所在 都道府県	開設者名	免許状の種類	免許法 別表 第8 対応	免許法施行規則に定める科目区分等		開設科目名	授 与 単 位	履修期間	問い合わせ先 電話番号
					科 目	各科目に含める必要事項				
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										

免許法認定通信教育 認定申請書記入要領（令和6年度以降開設分）

※ 本記入要領において引用している「規則第〇条～」及び「改正規則」は、令和6年4月1日施行の教育職員免許法施行規則（以下「規則」という。）である。また、用語の定義は断りのない限り、規則に規定するところによる。

【様式第1号】申請書

申請書には以下の内容を記入すること。

「目的」：認定通信教育の目的を記入すること。

「名称」：認定通信教育の名称を記入すること。なお、名称には開設年度及び開設者名（大学名等）を必ず冠すること。

「指導を受けようとする大学の名称

：開設者が教育委員会の場合のみ、指導を受けようとする大学の名称を記入すること。

「実施期間」

：認定通信教育の開設科目のうち、最も早く開始する科目の履修期間の初日から最も遅く終了する科目の履修期間の最終日までの期間を記入すること。なお、【様式第2号】実施計画書の記入要領のとおり、「履修期間」には試験日又は論文提出等の最終日までを含むことに留意すること。

「受講者定員」

：認定通信教育で予定される総受講者定員を記入すること。

「受講者の資格」

：認定通信教育の受講者の資格を具体的に記入すること。

「添付書類」

：申請書に添付する書類（参考に添付する書類を除く。）を記入すること。

「事務担当者の所属・氏名等」

：申請内容を確認する際の事務担当者の連絡先を記入すること。

【様式第2号】実施計画書

1 記入に当たっては、以下の点に留意すること。

＜実施計画書の認定通信教育の名称について＞

様式第1号の「2 名称」と同一の名称とすること。

＜科目の開設方法について＞

(1) 「各教科の指導法に関する科目」は、原則として、学校種（小学校・中学校・高等学校）ごとに開設すること。ただし、専修免許状に対応するような理論的な内容のものについてはその限りではない。また、中学校及び高等学校については、両方の内容を適切に含んでいる場合に限り共通の科目とすることができる。

(2) 専修免許状取得のための科目（一種免許状との共通開設を含む。）を開設する

場合は、当該開設科目が専修免許状相当の内容であることを確認するために、講義概要（シラバス）の提出を求めることもあり得ること。

- (3) 「栄養に係る教育に関する科目」を開設する場合は、規則第10条表備考第1号に掲げる事項を全て含むものとする。

＜科目名称・科目区分等について＞

- (1) 開設する科目の名称は、免許状の種類並びに規則に定める科目及び各科目に含めることが必要な事項の内容を適切に表現した名称とすること。適切な名称でないと認められる場合は、科目の名称の変更を求めることもあり得ること。
- (2) 「保育内容の指導法に関する科目」又は「各教科の指導法に関する科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」、「栄養に係る教育に関する科目」及び「特別支援教育に関する科目」の規則に定める科目区分に応じた開設科目の名称は、文部科学省総合教育政策局教育人材政策課作成の「教職課程認定申請の手引き（教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程認定申請の手引き）」（最新版）に掲載している各科目の名称例を参考に、その科目で扱う内容を適切に表現したものとする。

2 「指導大学名」欄について

- (1) 「（指導）大学名」には、開設者が大学の場合も記入すること。
- (2) 「修士課程名」には、専修免許状の授与を目的とした認定通信教育を開設する場合に、当該認定通信教育の課程に相当する修士課程名若しくは専門職学位課程名又は指導を受けようとする大学の修士課程名若しくは専門職学位課程名を記入すること。

3 「開設しようとする認定通信教育の課程に相当する教職課程の有無」欄について

- (1) 開設しようとする認定通信教育で取得させる全ての免許状の種類に相当する教職課程を有する場合は、「有」と記入すること。
- (2) 開設しようとする認定通信教育で取得させる全ての免許状の種類に相当する教職課程を有しない場合は「無」、一部有しない場合は「〇〇（免許状の種類）について無」と記入し、これらの場合には、22、23ページを参照の上、相当性を確認するための書類を添付して提出すること。

4 「No.」欄には通し番号（申請する全ての開設科目を通した番号）を記入すること。

5 「免許状の種類」欄について

- (1) 認定通信教育課程の科目ごとに、当該課程の単位の修得によって授与を受けさせようとする普通免許状の種類（学校種及び区分）を記入すること。
- (2) 中学校又は高等学校教諭免許状取得希望者を対象に「教科に関する専門的事項に関する科目」又は「各教科の指導法に関する科目」を開設しようとする場合は、教科名も（ ）書きで付記すること。 例）中一種免（国語）

- (3) 特別支援学校教諭免許状取得希望者を対象に規則第7条第1項表の「特別支援教育に関する科目」の第2欄及び第3欄の科目を開設しようとする場合は、特別支援教育領域も（ ）書きで記入すること。 例) 特支二種免（視覚障害者）

○免許状の種類、免許教科（特別支援学校教諭免許状の場合は特別支援教育領域）の略記の仕方は以下のとおりとすること。

幼稚園教諭一種免許状 → 幼一種免

小学校教諭一種免許状 → 小一種免

中学校教諭一種免許状（国語） → 中一種免（国語）

高等学校教諭一種免許状（数学） → 高一種免（数学）

特別支援学校教諭一種免許状（視覚障害者） → 特支一種免（視覚障害者）

視覚障害者に関する教育の領域 → 視覚障害者

聴覚障害者に関する教育の領域 → 聴覚障害者

知的障害者に関する教育の領域 → 知的障害者

肢体不自由者に関する教育の領域 → 肢体不自由者

病弱者に関する教育の領域 → 病弱者

養護教諭二種免許状 → 養教二種免

栄養教諭専修免許状 → 栄教専免

6 「免許法別表第8対応科目」欄について

- (1) 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校教諭免許状取得希望者を対象に科目を開設しようとする場合

○免許法別表第8に対応する科目があれば「○」印を付け、「免許状の種類」欄に二種免許状も記入すること。 例) 幼一・二種免

○対応科目がなければ「×」印を付けること。

- (2) 特別支援学校教諭、養護教諭又は栄養教諭免許状取得希望者を対象とした科目を開設しようとする場合は、当該欄は該当しないため「―」印を付けること。

7 「免許法施行規則に定める科目区分等」欄について

- (1) 「保育内容の指導法に関する科目」又は「各教科の指導法に関する科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」を開設する場合は、規則第2条第1項、第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第9条及び第10条の各表の「右項の各科目に含めることが必要な事項」を正確に記入すること。※

（科目区分の記入は不要であり、記入しないこと。）

なお、教育職員検定における免許状取得においては、上記規則第2条から第10条の各表ではなく、規則第11条第1項、第13条、第15条第1項、第16条第1項、第17条第1項、第17条の2第1項及び第18条の2の各表に定められた科目区分による単位取得が必要であることから、「学力に関する証明書」への記載においてはこのことに留意するとともに、認定通信教育の広報に際しては各表に定められた科目区分を明示すること。

- (2) 「領域に関する専門的事項に関する科目」又は「教科に関する専門的事項に関する科目」を開設する場合は、規則第2条から第5条までの各条における第1項表備考第1号の科目区分を正確に記入すること。※
 - (3) 「特別支援教育に関する科目」を開設する場合は規則第7条第1項表、「養護に関する科目」を開設する場合は規則第9条表備考第1号、「栄養に係る教育に関する科目」を開設する場合は規則第10条表備考第1号の科目区分を正確に記入すること。※
- ※ 規則において、「…（〇〇を含む。）」や「〔〇〇、〇〇〕」などのように、（ ）や「 」で記載されているものもそのまま記載すること。「各教科の指導法に関する科目」の教科名はこの欄に記載しないこと。
- (4) 「大学が独自に設定する科目」を開設する場合は、「大学が独自に設定する科目」として記入すること。
 - (5) 規則第11条第2項及び第17条第2項の規定に対応して開設する科目は「教養に関する科目」として区分すること。
 - (6) 特別支援学校自立教科教諭の免許状を取得させるために開設する科目（「理療に関する科目」など）の場合は、規則第64条第2項の表の備考3に規定する科目区分を記入すること。
 - (7) 教職課程認定基準に定める「複合科目（複合領域）」の内容に相当する科目を開設する場合においては、以下の要領により申請を行うこと。

【複合科目（複合領域）に相当する科目を認定通信教育で開設する場合】

- ① 各開設者の判断により、開設しようとしている科目の内容に応じて、「教科（領域）に関する専門的事項に関する科目」「各教科（保育内容）の指導法に関する科目」又は「大学が独自に設定する科目」のいずれかに位置付けて申請すること。
- ② 次のような「教科（領域）に関する専門的事項」の複数の事項の内容を合わせた科目は、課程認定においても複合科目（複合領域）として認められており、認定通信教育においても「教科（領域）に関する専門的事項に関する科目」としての開設が可能であること。
○中・高の各免許教科の科目のうち複数の事項を合わせた内容
（例えば中学校英語の「英語学」と「英語コミュニケーション」を合わせた内容）
- ③ 認定通信教育の広報に際しては、上記で位置付けた科目として認定済（認定申請中）である旨を明示すること。（「複合科目（複合領域）」としては周知しないこと。）
- ④ なお、中・高の免許教科を横断するもの（例えば「数学（代数学）」と「理科（物理学）」）は、複合科目に相当する科目としてではなく、「大学が独自に設定する科目」としては開設が可能であること（「教科に関する専門的事項に関する科目」としての開設はできない）。

- (8) 「科目」欄の左欄への記入については、(1)は「教職」、(2)は「教科」、(3)はそれぞれ「特支」、「養護」、「栄養」、(4)は「独自」、(5)は「教養」、(6)は「自立教科」と略記すること。

なお、(7)の複合科目（複合領域）に相当する科目については、開設者の判断により科目の内容に応じて位置付けた「教科」、「教職」、「独自」のいずれかを記入すること。

- (9) 専修免許状取得のための科目を開設する場合、免許法施行規則に定める科目区分等には「教科（領域）に関する専門的事項（特別支援教育、養護、栄養に係る教育）に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの記載でも構わない。

8 「左記に対応する開設科目名」欄について

- (1) 開設する科目の名称を記入し、開設科目名の後ろには、必ず開設年度（和暦）と「認定通信」の語を（ ）書きで付記すること。

なお、開設年度（和暦）の付記については、令和2年度以降の開設分から「R○」とする。

例）教育原論（R 2 認定通信）

- (2) 開設科目が「特別支援教育に関する科目」のうち、規則第7条第1項表の第2欄及び第3欄の場合には、「中心となる領域」欄に特別支援教育領域を上記4（3）の略記の方法にならって記入すること。また、当該開設科目に他の特別支援教育領域が含まれる場合には、「含む領域」欄にも当該領域を記入すること。なお、「障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項」については、「重複・発達領域」と略記すること。

9 「授与単位」欄には、各開設科目で授与する単位数を記入すること。

10 「履修期間」欄には、オリエンテーション等を含めた開始日から試験日又は論文提出等の最終日までの期間を記入すること。

11 「試験日」欄には、試験を実施する場合にはその日程を記入すること。論文提出を求める場合には、その日程を記入すること。

12 「受講定員数」欄には各開設科目ごとの受講定員数を記入すること。

13 【認定要件外】「相互実施（認定）状況」について

- (1) 認定通信教育が中堅教諭等資質向上研修等と相互実施（認定）を行っている場合は、「ある」にチェックを入れ、該当科目及び講習名（認定通信教育の科目名ではない。）を記入すること。
- (2) 該当科目は、「No.」で記入した通し番号と同一の番号を記入すること。相互実施を行っている科目が3科目以上ある場合は、適宜行を追加して記入すること。
- (3) 相互実施（認定）を行っていない場合は、「ない」にチェックを入れること。

【様式第 3 号】開設科目の概要

- 1 記入にあたっては、以下の点に留意すること。
 - (1) 当該科目が、【様式第 2 号】実施計画書の「免許状の種類」に記載する免許職種及び教科等を対象としており、また、「免許法施行規則に定める科目区分等」に記載した事項を全て含んだ内容であることが明確になるようにすること。
 - (2) 認定通信教育の各科目の開設に当たっては、平成 29 年 11 月に作成された教職課程コアカリキュラム（令和 3 年 8 月一部改正）、外国語（英語）コアカリキュラム及び令和 4 年 7 月に作成された特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムに示された到達目標を全て含んだ内容とする必要はない。ただし、科目の内容を検討するに当たり、これらのコアカリキュラムを参照すること。

特に、免許法施行規則の改正によって新たに追加された事項や、名称が変更された事項を含む科目を開設する場合には、改正の趣旨に沿った適切な内容となるよう、これらのコアカリキュラムを十分に踏まえること。

なお、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の事項に関する科目については、特定の障害や教育的ニーズに特化するのではなく、教職課程コアカリキュラムを踏まえて幅広い課題を扱うこと。例えば、教職課程コアカリキュラムの「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」のうち、「(3) 障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の把握や支援」に関係する内容を扱う場合であっても、母国語の問題または貧困の問題といった特定の課題だけを扱うのではなく、幅広い教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の学習上または生活上の困難や組織的な対応の必要性について扱うこと。

また、科目名称については、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の事項に関する科目の内容を適切に表現した分かりやすい名称とすること。
 - (3) 上記(1)及び(2)に関する確認のため、講義概要（シラバス）の提出を求めることもあり得ること。
- 2 「No.」及び「開設科目名」欄は、【様式第 2 号】実施計画書の「No.」及び「左記に対応する開設科目名」欄に記入した内容と同一とすること。
- 3 「科目の概要」欄には、科目の内容を 200～300 字程度で簡潔に記載すること。

【様式第 4 号】指導計画及び成績審査の方法

- 1 「No.」及び「開設科目名」欄は、【様式第 2 号】実施計画書の「No.」及び「左記に対応する開設科目名」欄に記入した内容と同一とすること。
- 2 「授業形態」欄には、該当する授業形態全てにチェックを入れること。なお、授業形態に印刷教材等による授業が含まれている場合には、授業で使用する通信教育用教材及び学習指導書を提出すること。

- 3 「通信教育用教材」欄には、当該通信教育で使用する教材名及び出版社名を記入すること。（印刷教材等による授業を実施する場合は必ず記入すること。また、放送授業において教科書や参考文献、補助教材等がある場合についても記入すること。）
- 4 「授業の方法」欄には、授業の方法、レポート提出、添削指導及び質問への対応方法等について記入すること。
放送授業を実施する場合は、単位認定に必要な放送授業の時間数が確保されていることが明確になるようにすること。
また、面接授業（スクーリング）を併用して行う場合は、その方法等について記入すること。
- 5 「成績審査の方法」欄について
①として、規則第47条の規定に基づき、試験、論文、報告書その他の成績の審査方法を記入すること。レポート提出等の中間試験を実施する場合は、当該事項について記入すること。
②として、評価段階と合格、不合格の区分を具体的に記入すること。
例）A B C D－合格、F－不合格
③として、対面による最終試験を行わない場合は、受講者の本人確認の方法について記入すること。
- 6 単位の計算方法は、免許法施行規則第1条の2により、大学通信教育設置基準（昭和56年文部省令第33号）第5条によるものとされているため、当該規定に従い講義計画を立てること。

（参考1）大学通信教育設置基準（昭和56年文部省令第33号）（抄）
（授業の方法等）

- 第3条 授業は、印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、若しくはその内容をインターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下この項及び第九条第2項において「インターネット等」という。）を通じて提供し、主としてこれにより学修させる授業（次項において「印刷教材等による授業」という。）、主として放送その他これに準ずるもの（インターネット等を通じて提供する映像、音声等を含む。）の視聴により学修させる授業（次項及び第6条第2項において「放送授業」という。）、大令第28号）第25条第1項の方法による授業（第6条第2項及び第9条第3項において「面接授業」という。）若しくは同条第2項の方法による授業（第6条第2項において「メディアを利用して行う授業」という。）のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 2 印刷教材等による授業及び放送授業の実施に当たっては、添削等による指導を併せ行うものとする。
- 3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。

(単位の計算方法)

第5条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第3条第1項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

2 (略)

(参考2) 大学通信教育設置基準の制定等について

(文大大第225号昭和56年10月29日 文部事務次官通知(抄))

45時間の学修を必要とする印刷教材の分量は、教科書、学習指導書等を合わせ、おおむねA5版100ページ程度であるが、授業科目及びその内容により各大学において適切に定めるものとする。

【様式第5号】講師の氏名、主要職歴及び担当授業科目等

1 記入に当たっては、以下の点に留意すること。

- (1) 認定通信教育の適切な水準の確保のため、認定通信教育の講師は、当該開設科目の内容と関連する科目を大学(大学院)で現に担当している、又は過去に担当していた者か、当該開設科目の内容と関連する研究を行っている者とする。
- (2) 上記(1)に関する事実確認のため、講義概要(シラバス)や研究論文等の提出を求めることもあり得ること。

2 「No.」及び「開設科目名」欄は、【様式第2号】実施計画書の「No.」及び「左記に対応する開設科目名」欄に記入した内容と同一とすること。

3 「講師名」欄は、同一開設科目の授業を2人以上の講師が分担して担当する場合は、同一開設科目の枠内で点線で分けて記入するとともに、指導・成績審査等の責任者に「◎」印を付けること。

4 「主要職歴」欄には、現在の職名、前職名及び主要な併任職名を、職に就いた年月とともに必ず記入すること。

5 「大学(大学院)における担当授業科目名又は研究分野」欄には、以下のとおり記入すること。

- (1) 講師の開設科目に関する教育上の能力及び職務上の実績等を判断するために、当該講師が申請時に大学(大学院)で担当している当該開設科目の内容と関連する授業科目名を一つ以上記入すること。

なお、専修免許状取得のための科目を開設する場合は、大学院で担当している開設科目に関連する授業科目名を必ず記入すること。その場合は、該当科目名の後ろ

に（大学院）と付記すること。

- (2) 平成29年に改正された免許法施行規則によって新たに追加された事項を含む科目（※）については、新たな教職課程が学年進行で実施されていく間、大学の授業科目としては開講されていないことが想定されるが、その場合も、当該認定通信教育の科目を担当する講師が以下①又は②に該当する場合には、申請時に大学（大学院）で担当している授業科目として扱い、記入して良いこと。その際は、授業科目名の後ろに（教員審査：可）を付記すること。

例）総合的な学習の時間の指導法（教員審査：可）

- ①平成30年度以降の課程認定委員会における教員審査で【単独担当「可」】とされた場合
- ②平成30年10月16日付け及び平成31年1月25日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長通知「課程認定の際に留意すべき事項を付された大学に係る平成34年度末までの事後調査について」（以後の年度の通知も含む）における結果通知で【担当「可」】とされた場合

※ 平成29年改正規則によって新たに追加された事項を含む科目

- ・（幼稚園）領域に関する専門的事項
- ・（小学校）教科に関する専門的事項（外国語）
- ・（小学校）各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）（外国語の指導法）
- ・複合科目（複合領域）に相当する科目
- ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解
- ・総合的な学習の時間の指導法
- ・（養護教諭・栄養教諭）道徳、総合的な学習の時間及び特別活動に関する内容

- (3) 上記（1）及び(2)の授業科目がない場合は、過去に担当していた当該開設科目の内容と関連する授業科目名を一つ以上記入し、当該授業科目を担当していた年度（和暦）を（ ）書きで付記すること。
- (4) (1)～(3)にかかわらず、講師が過去に当該開設科目の内容と関連する認定講習、認定公開講座、認定通信教育の科目を担当した実績を有していれば、当該科目名を一つ以上記入すること。その際は、「（R4 認定通信）」のように（ ）書き以降も付すこと。
- (5) 記入した授業科目名だけでは、開設科目との関連が不明確な場合は、当該授業科目（開設科目ではない。）に含まれる当該開設科目の内容と関連する内容を（ ）書きで付記するとともに、講義概要（シラバス）を参考までに添付すること。
- (6) 講師（大学教員以外の者も含む。）が大学（大学院）で授業科目を担当した経験がない場合は、当該開設科目の内容と関連する研究分野を記入し、下線を付すこと。
- (7) (6)の場合、当該研究分野の著書や学術論文の概要を各200字程度で、任意様式（A4版）により参考として提出すること。なおその際、著書については出版社名及び発行年度等、学術論文については論文掲載学術誌名及び発表年度等も記入す

ること。

- (8) 幼稚園の「領域に関する専門的事項に関する科目」を開設する場合には、以下を踏まえて記入すること。

教職課程において幼稚園教諭免許状を取得する場合には、平成29年改正規則附則第7項の定めに基づき、平成34年度（令和4年度）までに入学した学生については、小学校の「教科に関する専門的事項に関する科目（国語、算数、生活、音楽、図画工作、体育）」の修得をもって、「領域に関する専門的事項に関する科目」の修得とみなすことができる経過措置が設けられていた。

一方、認定通信教育において単位を修得し幼稚園教諭免許状を取得する場合には、この経過措置は適用されないことを踏まえ、令和4年度までに開設する認定通信教育に限り、「領域に関する専門的事項に関する科目」を開設する場合には、以下①及び②についても、大学（大学院）で担当している当該開設科目の内容と関連する授業科目として記入することを認めるものとしていたところ、当該経過措置の対象期間はすでに終了していることから、令和5年度以降に開設する認定通信教育において、「領域に関する専門的事項に関する科目」を開設する場合には、大学（大学院）で担当している当該開設科目の内容と関連する授業科目として記入できるのは、「領域に関する専門的事項に関する科目」のみとし、①、②の科目を記入することはできない。

また、令和5年度以降に開設する認定通信教育において、「領域に関する専門的事項に関する科目」を開設する場合には、上記(4)に基づいて令和4年度までに講師が担当した認定講習等の科目名を実績として記入することはできない（申請時点で、大学において「領域に関する専門的事項に関する科目」を担当していない場合には、上記(6)及び(7)に基づき、著書や学術論文の概要の提出が必要となる。）。

- ①小学校の「教科に関する専門的事項に関する科目（国語、算数、生活、音楽、図画工作、体育）」
- ②幼稚園の「保育内容の指導法に関する科目（健康、人間関係、環境、言葉、表現）」

【様式第6号】通信教育を行うための体制等

- 1 通信教育を行うための指導体制等について、①担当教員の配置人数、②「学習上の質問対応の体制、③各種事務手続きの担当部署名を記入すること。
- 2 「その他」欄には、特に記入することがあれば記入することとし、なければ「特記事項なし」とすること。

【様式第7号】受講料及び収支予算表

- 1 「（1）受講料」欄には、1単位あたりの受講料単価を記入すること。また、開設科目ごとに受講料単価が変わる場合は、「区分」欄に開設科目名を記入し、開設科目

ごとの1単位あたりの単価を記入すること。なお、受講料を徴収しない場合は、「徴収しない」旨を記入すること。

- 2 「(2) 収支予算」欄には、申請時における収入予定額及び支出予定額を区分ごとに記入すること。中堅教諭等向上研修として収支を計上するなどにより、認定通信教育としての収支が存在しない場合は、「中堅教諭等向上研修として実施するため収支なし」などの注釈を付し、空欄とすること。
- 3 (1) (2) の要領に沿った記入ができない場合や、その他補足説明等がある場合は、詳細を「(3) 備考」欄に記入すること。

【別紙様式A】開設科目一覧

- 1 別紙様式Aは、メールにて提出すること（郵送での提出は不要）。
- 2 別紙様式Aは、開設科目数が多い場合に行を追加する以外、様式の変更を行わないこと。
- 3 別紙様式Aの内容は、認定時の認定通知及び文部科学省ホームページへの掲載のために使用するものであること。
- 4 「所在都道府県」欄には、開設者が所在する都道府県名を記入すること。
- 5 「開設者名」欄には、大学名を記入すること。
- 6 「No.」欄及び「免許状の種類」欄から「履修期間」欄は、【様式第2号】実施計画書に記入した内容と同一とすること。

※ 「免許状の種類」欄から「授与単位」欄及び「問い合わせ先電話番号」欄については、配布する Excel ファイルで様式第1号及び第2号を作成すると、別シートに別紙様式A用の貼付データが作成されるので、この貼付データを別紙様式Aの作成に活用することができる。

＜別紙様式Aへの貼付の仕方＞

- ・貼付データを選択して右クリックし「コピー」
- ・貼付先の別紙様式Aで右クリックし「形式を選択して貼付」
- ・「値」を選択して「OK」

- 7 「問い合わせ先電話番号」欄については、文部科学省ホームページにおける情報提供のため、受講希望者等が当該認定通信教育について問い合わせる際の電話番号を記載すること。

【その他の書類】

- 指導大学の同意書（写し）

都道府県・指定都市・中核市教育委員会が認定通信教育を開設しようとする場合は、

規則第46条第2項に基づき、講習課程の編成、教育の内容方法、単位の基準、成績審査の方法等大学程度の教育の水準を維持するための事項について大学の指導を受けなければならないことから、指導を受けようとする大学から認定通信教育の指導に係る同意を必ず書面で得て、その写しを申請書に添付すること。

なお、同意書の文面は、当該認定通信教育の指導大学となることに同意する旨の文言が必ず入るものとする。

○ 開設しようとする認定通信教育の課程に相当する課程を有することを確認するための書類

開設しようとする大学が、取得させる免許状の種類に相当する教職課程を有しない場合には、次の書類全てを提出すること。

相当性のある学部・学科等に関する、以下の内容を規定した学則、その他の学内規則の写し

- ・ 学部、学科等の名称
- ・ 学位の名称、学位又は学科の分野（設置認可上の分野）
- ・ 取得できる教員免許状の種類（学科等別）
- ・ 教育課程表（各学科等の専門科目）

○ 教職課程コアカリキュラム対応表等

認定通信教育の申請に当たっては、教職課程認定上の提出書類である「教職課程コアカリキュラム対応表」及び「外国語（英語）コアカリキュラム対応表」「特別支援学校教諭免許状コアカリキュラム対応表」の提出は要しない。

記入例

【様式第1号】

(文 書 番 号)
令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

申請者名 ○○大学長

令和○年度○○大学免許法認定通信教育の認定申請について

このたび教育職員免許法別表第3備考第6号及び教育職員免許法施行規則第48条の規定により、下記の通信教育について認定を受けたく申請します。

記

- 1 目 的： ○○○○○○のため
- 2 名 称： 令和○年度○○大学免許法認定通信教育
- 3 指導を受けようとする大学の名称：○○大学
- 4 実施期間： 令和○年○○月○○日 ～ 令和○年○○月○○日
- 5 受講者定員（総数）： ○○人
- 6 受講者の資格： ○○○○○○○○（具体的に記入すること。）

開設年度及び開設者名を冠すること。

〔添付書類〕

- 1 実施計画書・・・様式第2号
- 2 開設科目の概要・・・様式第3号
- 3 指導計画及び成績審査の方法・・・様式第4号
- 4 講師の氏名、主要職歴及び担当授業科目等・・・様式第5号
- 5 通信教育を行うための体制等・・・様式第6号
- 6 受講料及び収支予算表・・・様式第7号
- 7 学則（写し）◀指導大学の同意書（写し）
- 8 通信教育用教材
- 9 学習指導書
- 10 開設しようとする認定通信教育の課程に相当する課程を有することが確認できる書類

開設主体が大学の場合は学則を、教育委員会の場合は指導大学の同意書（写し）を添付すること。

授業形態が「印刷教材等による授業」の場合は必須。

授業形態が「印刷教材等による授業」の場合は必須。

（事務担当者の所属・氏名等）

開設しようとする大学が取得させる免許状の種類に相当する教職課程を有しない場合に提出すること。

所属	○○○学部（○○○課）	電話	○○○－○○○－○○○○（直通）
職名 氏名	（職名）○○○○係長	FAX	○○○－○○○－○○○○
	（氏名）○○ ○○	E-mail	○○○○@△△△.ac.jp

令和〇年度 〇〇〇〇大学 免許法認定通信教育 実施計画書

(指導) 大学名		大学		(修士課程)		相当する教職課程を一部有しない場合は、「幼一・二種免について無」のように記入すること。			
開設しようとする認定通信教育の課程に相当する教職課程の有無							有		
No.	免許状の種類	免許法別表第8対応科目	免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設科目名	授与単位	履修期間	試験日 (論文審査日)	受講定員数
			科目	各科目に含める必要事項	中心となる領域 含む領域				
1	幼一・二種免	×	教科	健康	健康 (R4認定通信)	1	R4. 4. 1～ R4. 4. 30	試験日：R4. 4. 30	1,000 (人)
2	小一種免	×	教職	総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の時間の指導法 (R4認定通信)	1	〇. 〇. 〇～ 〇. 〇. 〇	試験日：〇. 〇. 〇	1,000 (人)
別表第8に対応する科目には〇印を記入し、「免許状の種類」欄に必ず「二種」も記載すること。									
3	中一・二種免 (数学) 高一種免 (数学)	〇	教科	「確率論、統計学」	確率論、統計学 (R4認定通信)	1	〇. 〇. 〇～ 〇. 〇. 〇	試験日：〇. 〇. 〇	1,000 (人)
中高の「教科に関する専門的事項に関する科目」又は「各教科の指導法に関する科目」を開設する場合は、教科名を()書きで付記すること。									
4	特支二種免	—	特支	特別支援教育の基礎理論に関する科目	障害児教育の基礎理論 (R4認定通信)	1	〇. 〇. 〇～ 〇. 〇. 〇	論文提出期間： 〇. 〇. 〇～〇. 〇. 〇	600 (人)
5	特支二種免 (視覚障害者)	—	特支	特別支援教育領域に関する科目	視覚障害児の理解 (R4認定通信) 視覚障害者	1	特別支援教育に関する科目の「特別支援教育領域に関する科目」(規則第7条第1項の表第2欄)及び「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」(同表第3欄)を開設する場合は、領域を必ず明記すること。 なお、含む領域を設定するかどうかは開設者の判断による。		
規則第7条第1項の表第2欄及び第3欄の科目を開設する場合は、領域を()書きで付記すること。									
6	特支二種免 (聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者)	—	特支	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	1	試験日(論文提出最終日)と履修期間の終期を一致させること。		
7	中専免 高専免	—	教職	教育の基礎的理解に関する科目等	教育学特講 (R4認定通信)	2	R4. 4. 1～ R4. 4. 30	試験日：R4. 4. 30	1,000 (人)
専修免許状取得のための科目を開設する場合、免許法施行規則に定める科目区分等には「教科(領域)」に関する専門的事項(特別支援教育、養護、栄養に係る教育)に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目等」のみの記載でも差し支えない。									
8	栄教一・二種免	—	栄養	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項 食生活に関する歴史的及び文化的事項 食生活に関する指導の方法に関する事項	栄養教諭論 (R4認定通信)	2	〇. 〇. 〇	試験日：〇. 〇. 〇	1,000 (人)
免許法施行規則に定める科目区分等には、規則第2条から第7条及び第9条から第10条の科目区分を省略せず正確に記入すること。									

開設科目の概要

No.	開設科目名	科目の概要
1	健康 (R4認定通信)	領域「健康」の指導に関する、幼児の心身の発達、基本的な生活習慣、安全な生活、運動発達などの専門的事項について解説する。最近の子供たちの生活や体力などの資料を提示し、子どもの健康に関する課題を考える機会を設ける。
2	総合的な学習の時間の指導法 (R4認定通信)	科目の内容について、200～300字程度で簡潔に記載すること。なお、当該科目が、様式第2号の免許状の種類を対象としており、「免許法施行規則に定める科目区分等」に記載した事項をすべて含んだ内容であることが明確になるよう、留意すること。
3	確率論、統計学 (R4認定通信)	教職課程コアカリキュラム及び外国語（英語）コアカリキュラムに示された全ての到達目標を含んだ内容とする必要はない。ただし、科目の内容を検討するに当たり、これらのコアカリキュラムの内容を参照すること。 特に、平成29年度改正規則（平成31年4月1日施行）によって追加された事項や、名称が変更された事項を含む科目を開設する場合には、改正の趣旨に沿った適切な内容となるよう、これらのコアカリキュラムを十分に踏まえること。
4	障害児教育の基礎理論 (R4認定通信)	
5		「No.」及び「開設科目名」欄は、様式第2号の「No.」及び「左記に対応する開設科目名」欄に記入した内容と同一とすること。
6		
7		
8		
9		
10		
11		

指導計画及び成績審査の方法

No.	開設科目名	授業形態	通信教育用教材	授業の方法（レポート提出及び添削指導）	成績審査の方法
1	健康 (R4認定通信)	☒ 印刷教材等による授業 ☐ 放送授業	〇〇〇〇 (〇〇社)	①学習指導書に従い、印刷教材による学習を行う。 ②指定された課題についてのレポートを提出し合格することが必要。 ③提出レポートの添削により指導を行う。 ④質問等の対応は、郵送、FAX、メールにより行う。	①成績審査方法 ②評価段階（可否区分） ③本人確認の方法（最終試験を対面で実施しない場合） ①中間試験（レポート）に合格した者に対し、最終試験を課す。 ②A, B, C, D-合格 F-不合格
2	総合的な学習の時間の指導法 (R4認定通信)	☐ 印刷教材等による授業 ☐ 放送授業	〇〇〇〇 (〇〇社)	①学習指導書に従い、印刷教材による学習を行う。 ②指定された課題についてのレポートを提出し合格することが必要。 ③提出レポートの添削により指導を行う。 ④質問等の対応は、郵送、FAX、メールにより行う。	①中間試験（レポート）に合格した者に対し、最終試験を課す。 ②A, B, C, D-合格 F-不合格
3	確率論、統計学 (R4認定通信)	☒ 印刷教材等による授業 ☒ 放送授業	〇〇〇〇 (〇〇社)	①専用印刷教材を用い、放送により授業を行う。 （印刷教材：7時間分、放送授業：60分×8回） ②指定された課題についてのレポートを提出し合格することが必要。 ③提出レポートの添削により指導を行う。 ④質問等の対応は、郵送、FAX、メールにより行う。	①中間試験（レポート）に合格した者に対し、最終試験を課す。 ②A, B, C, D-合格 F-不合格
4	障害児教育の基礎理論 (R4認定通信)	☐ 印刷教材等による授業 ☒ 放送授業	担当教員により作成された教材を、大学ポータルサイトよりその都度ダウンロードする。	①受講者は大学ポータルサイトに登録された学習教材を用いて事前及び事後学習を行う。 ②授業は大学ポータルサイトに登録された動画の視聴により行う。（1講義60分、全15回） ③60分の講義ごとにウェブ上での小テストを行い、視聴後のみ表示されるパスワードと受講者のIDによって受講状況を確認する。 ④質問への対応は、メール及びポータルサイト上に設置されたフォームへの回答により行う。	①各回の動画視聴後の小テストに全て合格した者のみ最終試験（レポート）を課す。 ②A, B, C, D-合格 F-不合格 ③大学ポータルサイトへのログイン状況及び動画視聴後のみ表示されるパスワードを毎回の小テストおよび最終試験（レポート）に添付させることにより受講状況を確認する。
5	視覚障害児の理解 (R4認定通信)	☐ 印刷教材等による授業 ☐ 放送授業	〇〇〇〇 (〇〇社)	①専用印刷教材および放送により授業を行う。 （印刷教材：7時間分、放送授業：60分×7回） あわせて、令和4年〇月〇日～〇月〇日の間に〇〇大学においてスクーリング（面接授業）を1時間実施する。（実施日は受講者と調整の上決定） ②指定された課題についてのレポートを提出し合格することが必要。 ③提出レポートの添削により指導を行う。 ④質問等の対応は、郵送、FAX、メールにより行う。	③最終試験を対面で実施しない場合は、試験の際の本人確認の方法について明記すること。
6	重複障害児教育課程・指導論 (R4認定通信)	☒ 印刷教材等による授業 ☒ 放送授業	〇〇〇〇 (〇〇社)	①専用印刷教材および放送により授業を行う。 （印刷教材：7時間分、放送授業：60分×7回） あわせて、令和4年〇月〇日～〇月〇日の間に〇〇大学においてスクーリング（面接授業）を1時間実施する。（実施日は受講者と調整の上決定） ②指定された課題についてのレポートを提出し合格することが必要。 ③提出レポートの添削により指導を行う。 ④質問等の対応は、郵送、FAX、メールにより行う。	①中間試験（レポート）に合格した者に対し、最終試験を課す。 ②A, B, C, D-合格 F-不合格
7				面接授業（スクーリング）による授業を併用する場合は、その方法及び時間数について記入すること。	
8					
9					
10					
11					

記入例

「現職」、「前職」及び「主要な併任職」は必ず記入すること。

講師の氏名、主要職歴及び担当授業

改正規則（平成31年4月1日施行）により新たに追加された事項を含む科目を開設する場合かつ申請時に大学（大学院）で未開設の場合で、講師が申請等要領19ページの【様式第5号】5（2）の①又は②に該当する場合は、（教員審査：可）を付記すること。

No.	開設科目名	講師名	主要職歴	大学（大学院）における担当授業科目名又は研究分野
1	健康 （R4認定通信）	〇〇 〇〇	昭和 年 月 〇〇大学〇〇学部講師 平成 年 月 〇〇大学〇〇学部助教授 平成 年 月 〇〇大学〇〇学部教授	幼児と健康（教員審査：可）
2	総合的な学習の時間の指導法 （R4認定通信）	◎ 〇〇 〇〇	昭和 年 月 〇〇大学〇〇学部講師	総合的な学習の時間の指導法（教員審査：可）
		〇〇 〇〇	平成 年 月 〇〇短期大学助教授	道徳教育指導法
		〇〇 〇〇	平成 年 月 〇〇大学〇〇学部准教授	
3	確率論、統計学 （R4認定通信）	〇〇 〇〇	平成 年 月 〇〇大学〇〇学部講師	確率論、統計学 算数・数学（H30）
4	障害児教育の基礎理論 （R4認定通信）	〇〇 〇〇	昭和 年 月 〇〇大学〇〇学部助教授 平成 年 月 〇〇大学〇〇学部教授	〇〇〇〇特論（〇〇の内容を含む）
5	視覚障害児の理解 （R4認定通信）	□□ □□	平成 年 月 〇〇研究所 研究員	ロービジョン（弱視）、 視覚障害者教育
6	重複障害児教育課程・指導論 （R4認定通信）		平成 年 月 〇〇大学〇〇学部教授	重複障害教育総論（H30認定通信）
7	教育学特講 （R4認定通信）	△△ △△	昭和 年 月 〇〇大学〇〇学部講師 平成 年 月 〇〇大学〇〇学部准教授 令和 元年 月 〇〇大学〇〇学部教授	教育学特論（大学院） 教育課程論（H26）

通信教育を行うための体制等

指導体制	①担当教員を15名配置し（うち専任教員は10名）、受講生の指導に当てる。 ②授業、教材等学習上の質問については、各担当教員が回答する。 質問等の対応は、郵送、FAX、メールにより行い、必要な情報は、ホームページ等により提供する。 ③各種事務手続きについては、学務課が担当する。
図書貸出関係	一般学生と同様に図書館での図書の閲覧及び貸出しを受けることができる。 また、インターネットを利用した図書・文献検索も利用可能である。
その他	特記事項なし

通信教育を行うにあたっての教員及び事務局の体制等について記入すること。

特に記入することがあれば記入し、なければ「特記事項なし」と記入すること。

受講料 及び 収 支 予 算 表

(1) 受講料

区 分	1 単位あたりの単価
No. 1～No. 5, No. 7, No. 9～No. 11	14,800
No. 6	(徴収しない) 円
No. 8	8,000

受講料を徴収しない場合は、「徴収しない」旨を記入すること。
開設科目ごとに受講料単価が変わる場合は、「区分」欄に開設科目の番号を記入し、開設科目ごとの 1 単位あたりの単価を記入すること。

(2) 収支予算

①収入（予定額）

区 分	金 額（円）
受講料	〇〇〇, 〇〇〇
国費	
研究受託費（独法〇〇〇〇）	〇〇〇, 〇〇〇
〇〇〇〇事業費	〇〇〇, 〇〇〇
県費	
〇〇〇〇費	〇〇〇, 〇〇〇
その他（〇〇〇）	〇〇〇, 〇〇〇
その他（〇〇〇）	〇〇〇, 〇〇〇
計	〇〇〇, 〇〇〇

中堅教諭等資質向上研修として収支を計上しているなどにより認定通信教育としての収支が存在しない場合は、「中堅教諭等資質向上研修として実施するため収支なし」などの注釈を付し、空欄とすること。

②支出（予定額）

区 分	金 額（円）
謝金	〇〇〇, 〇〇〇
旅費	〇〇〇, 〇〇〇
資料作成費	〇〇, 〇〇〇
印刷費	〇〇, 〇〇〇
通信運搬費	〇〇, 〇〇〇
会場借料	〇〇〇, 〇〇〇
消耗品費	〇, 〇〇〇
その他（〇費等）	〇〇, 〇〇〇
計	〇〇〇, 〇〇〇

主に受講料の徴収方法について、中堅教諭等資質向上研修として受講料を徴収するなど特記すべき事項がある場合はその方法を記入すること。

(3) 備考

①No. 6は、中堅教諭等資質向上研修として受講料（12,000円）を徴収し、希望者（事前申請が必要）には無料で単位認定を行う。
②No. 8は、中堅教諭等資質向上研修として受講料（2講習合計12,000円）を徴収し、かつ、単位認定希望者には別途受験料（8,000円）を徴収する。

免許法認定通信教育開設科目一覧

所在都道府県	〇〇県
開設者名	〇〇〇〇大学

No.	所在 都道府県	開設者名	免許状の種類	免許法 別表 第8 対応	免許法施行規則に定める科目区分等		開設科目名	授 与 単 位	履修期間	問い合わせ先 電話番号
					科 目	各科目に含める必要事項				
1	〇〇県	〇〇〇〇大学	幼一・二種免	×	教科	健康	健康 (R4認定通信)	1	令和4年4月1日～ 4月30日	XXX-XXX-XXXX (内線XXXX)
2	〇〇県	〇〇〇〇大学	小一種免	×	教職	総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の時間の指導法 (R4認定通信)	1	令和4年〇月〇日～ 〇月〇日	XXX-XXX-XXXX (内線XXXX)
3	〇〇県	〇〇〇〇大学	中一・二種免 (数学) 高一種免 (数学)	○	教科	「確率論、統計学」	確率論、統計学 (R4認定通信)	1	令和4年〇月〇日～ 〇月〇日	XXX-XXX-XXXX (内線XXXX)
4	〇〇県	〇〇〇〇大学	特支二種免	－	特支	特別支援教育の基礎理論に関する科目	障害児教育の基礎理論 (R4認定通信)	1	令和4年〇月〇日～ 〇月〇日	XXX-XXX-XXXX (内線XXXX)
5	〇〇県	〇〇〇〇大学	特支二種免 (視覚障害者)	－	特支	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の 心理、生理及び病理に関する科目	1	令和4年〇月〇日～ 〇月〇日	XXX-XXX-XXXX (内線XXXX)
6	〇〇県	〇〇〇〇大学	特支二種免 (聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者)	－	特支	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の 心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の 教育課程及び指導法に関する科目	1	令和4年〇月〇日～ 〇月〇日	XXX-XXX-XXXX (内線XXXX)
7	〇〇県	〇〇〇〇大学	中専免 高専免	－	教職	教育の基礎的理解に関する科目等	教育学特講 (R4認定通信)	2	令和4年4月1日～ 4月30日	XXX-XXX-XXXX (内線XXXX)
8	〇〇県	〇〇〇〇大学	栄養教一・二種免	－	栄養	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項 食生活に関する歴史的及び文化的事項 食に関する指導の方法に関する事項	栄養教諭論 (R4認定通信)	2	令和4年〇月〇日～ 〇月〇日	XXX-XXX-XXXX (内線XXXX)
9	〇〇県	〇〇〇〇大学	中一・二種免 (英語)	○	教職	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	教科内容構成・英語 (R4認定通信)	1	令和4年〇月〇日～ 〇月〇日	XXX-XXX-XXXX (内線XXXX)
10	〇〇県	〇〇〇〇大学	中一・二種免 (英語)	×	教科	英語学 英語コミュニケーション	英語総合 (R4認定通信)	1	令和4年〇月〇日～ 〇月〇日	XXX-XXX-XXXX (内線XXXX)
11	〇〇県	〇〇〇〇大学	中一種免 (数学) (理科)	×	独自	大学が独自に設定する科目	数理探究 (R4認定通信)	1	令和4年〇月〇日～ 〇月〇日	XXX-XXX-XXXX (内線XXXX)

2. 実施状況等報告要領及び提出書類の様式

＜実施状況等報告要領＞（令和6年度以降開設分）

- （1） 認定通信教育の開設者は、規則第50条に基づき、実施状況及び収支決算について、以下のとおり書類を作成し、電子メールにより提出すること。
- （2） 記入に当たっては、「免許法認定通信教育 実施報告書記入要領」及び「記入例」を参照すること。
- （3） 報告は、認定通信教育の終了後2か月以内に行うこと。

【電子メールによる提出書類】

書類一式（以下(1)～(3)まで）をPDF化し、提出すること。（必ず暗号化すること。）

- | | | |
|----------------|------------------|-----------------|
| （1） 実施報告書（かがみ） | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 様式第8号 |
| （2） 実施報告書 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 様式第9号 |
| （3） 受講料及び収支決算表 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 様式第10号 |
| （4） 実施報告一覧 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 別紙様式B（Excelで提出） |

提出先： menkyo-nintei@ml.nits.go.jp

（（独）教職員支援機構 認定講習等事務担当 宛）

件 名： 【開設者名】免許法認定通信教育実施報告書類

（例）【〇〇大学】免許法認定通信教育実施報告書類

ファイル名（書類一式）：「開設者名」＋「認定通信教育報告一式」＋「.pdf拡張子」

（例）〇〇大学認定通信教育報告一式.pdf

ファイル名（別紙様式B）：「開設者名」＋「認定通信教育報告」＋「.xlsx拡張子」

（例）〇〇大学認定通信教育報告.xlsx

【様式第 8 号】

(文 書 番 号)
令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

申請者名

令和 年度 免許法認定通信教育の実施報告について

令和 年 月 日付け 受文科 第 号で認定を受けました令和 年度
免許法認定通信教育について、教育職員免許法施行規則第 5 0 条の規定により、下記の書類を添
えて報告します。

記

〔添付書類〕

- 1 様式第 9 号（実施報告書）
 - 2 様式第 1 0 号（受講料及び収支決算表）
 - 3 別紙様式 B（実施報告一覧）
- 送 信 先：menkyo-nintei@ml.nits.go.jp
送 信 日：令和〇年〇〇月〇〇日
送信件名：【〇〇大学】免許法認定通信教育実施報告書

（事務担当者の所属・氏名等）

所属		電話	
職名 氏名	（職名）	FAX	
	（氏名）	E-mail	

令和

年度

免許法認定通信教育 実施報告書

(指導) 大学名		大学		(修士課程名)					
講習人員合計				人 (実数)		/		人 (延べ数)	
No.	免許状の種類	別表第8対応科目	免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設科目名	授与単位	履修期間	試験日 (論文審査日)	受講者数
			科目	各科目に含める必要事項	中心となる領域 含む領域				授与単位数(合計)
1									(人)
2									(人)
3									(人)
4									(人)
5									(人)
6									(人)
7									(人)

受 講 料 及 び 収 支 決 算 表

(1) 受講料

区 分	1 単位あたりの単価
	円

(2) 収支決算

①収入

区 分	金 額 (円)
計	

②支出

区 分	金 額 (円)
計	

(3) 備考

免許法認定通信教育 実施報告一覧

所在都道府県	
開設者名	

No.	所在 都道府県	開設者名	免許状の種類	免許法 別表 第8 対応	免許法施行規則に定める科目区分等		開設科目名	授 与 単 位	受講者数	授与単位数 (合計)
					科 目	各科目に含める必要事項				
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										

免許法認定通信教育 実施報告書記入要領

【様式第8号】実施報告書（かがみ）

報告の文書名義は、原則として申請時の【様式第1号】の申請者名と同じ名義とすること。

【様式第9号】実施報告書

- 1 申請時の【様式第2号】から変更されている項目等は、「様式表題」、「受講者数」欄及び「授与単位数（合計）」欄（追加）並びに「開設しようとする認定通信教育の課程に相当する教職課程の有無」欄（削除）であるので、それ以外の項目等は申請時の内容と同一であること。
- 2 「授与単位数（合計）」欄には、「授与単位」に講習合格者数を乗じた数を記入すること。
- 3 規則第48条第3項に基づき変更を届け出た場合は、当該変更の内容を反映させること。
- 4 上記3の届出を行わずに、本報告書において変更を届け出ることは認められない。

【様式第10号】受講料及び収支決算表

申請時の【様式第7号】から変更されている点は、「様式表題」及び「項目名」であり、本様式では認定通信教育の開設に係る収入及び支出の決算額を各区分ごとに記入すること。

【別紙様式B】実施報告一覧

- 1 別紙様式Bは、開設科目数が多い場合に行を追加する以外、様式の変更を行わないこと。
- 2 別紙様式Bの内容は、実施状況の集計のために使用するものであること。
- 3 「所在都道府県」欄には、開設者が所在する都道府県名を記入すること。
- 4 「開設者名」欄には、大学名を記入すること。
- 5 「No.」欄及び「免許状の種類」欄から「授与単位数（合計）」欄は、【様式第9号】実施報告書に記入した内容と同一とすること。

※ 「免許状の種類」欄から「授与単位数（合計）」欄については、配布する Excel ファイルで様式第9号を作成すると、別シートに別紙様式B用の貼付データが作成されるので、この貼付データを別紙様式Bの作成に活用することができる。

＜別紙様式Bへの貼付の仕方＞

- ・貼付データを選択して右クリックし「コピー」
- ・貼付先の別紙様式Bで右クリックし「形式を選択して貼付」
- ・「値」を選択して「OK」

記入例

(文 書 番 号)
令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

〇〇大学長 〇〇 〇〇

様式第 1 号の「2 名称」と同一の名称とすること。

令和〇年度〇〇大学免許法認定通信教育の実施報告について

令和〇年〇〇月〇〇日付け〇〇受文科〇第〇〇号で認定を受けました令和〇年度〇〇大学免許法認定通信教育について、教育職員免許法施行規則第 50 条の規定により、下記の書類を添えて報告します。

記

〔添付書類〕

- 1 様式第 9 号（実施報告書）
 - 2 様式第 10 号（受講料及び収支決算表）
 - 3 別紙様式 B（実施報告一覧）
- 送 信 先：menkyo-nintei@ml.nits.go.jp
 送 信 日：令和〇年〇〇月〇〇日
 送信件名：【〇〇大学】免許法認定通信教育実施報告書

(事務担当者の所属・氏名等)

所属		電話	
職名	(職名)	FAX	
氏名	(氏名)	E-mail	

記入例

様式第2号と異なる箇所は、○で囲んだところのみ。
(「開設しようとする認定通信教育の課程に相当する教職課程の有無」欄は削除)

様式第9号

令和○年度 ○○大学 免許法認定通信教育 実施報告書

「計画書」
を「報告書」とする。

(指導) 大学名		大学		(修士課程名)	
講習人員合計				人 (実数) / 人 (延べ数)	
No.	免許状の種類	計画書では合計受講定員の記入欄はないが、報告書では実際の受講者数の合計を、実数、延べ数それぞれ記入する。	必要事項	左記の中心となる領域を含む領域	受講者数
1	幼一・二種免	×	教科 健康	健康 (R4認定通信)	1,000 (人)
					1,000 (単位)
2	小一種免	×	教職 総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の時間の指導法 (R4認定通信)	600 (人)
					600 (単位)
3	中一・二種免 (数学) 高一種免 (数学)	○	教科 「確率論、統計学」	確率論、統計学 (R4認定通信)	200 (人)
					190 (単位)
4	特支二種免	—	特支 特別支援教育の基礎理論に関する科目	障害児教育の基礎理論 (R4認定通信)	400 (人)
					400 (単位)
5	特支二種免 (視覚障害者)	—	特支 特別支援教育領域に関する科目	視覚障害児の理解 (R4認定通信)	400 (人)
					380 (単位)
6	特支二種免 (聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者)	—	特支 免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	重複障害児教育課程・指導論 (R4認定通信)	400 (人)
					390 (単位)
7	中専免 高専免	—	教職 教育の基礎的理解に関する科目等	教育学特講 (R4認定通信)	100 (人)
					200 (単位)
8	栄教一・二種免	—	栄養 栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項 食生活に関する歴史的及び文化的事項 食に関する指導の方法に関する事項	栄養教諭論 (R4認定通信)	100 (人)
					200 (単位)

報告書では「授与単位数」欄を新たに追加している。
「授与単位」×「講習合格者」＝授与単位数

10名不合格者がいる例。

No.	免許状の種類	別表第8対応科目	免許法施行規則に定める科目区分等		左記に対応する開設科目名	授与単位	履修期間	試験日 (論文審査日)	受講者数
			科目	各科目に含める必要事項	中心となる領域 含む領域				授与単位数(合計)
9	中一・二種免 (英語)	○	教職	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	教科内容構成・英語 (R4認定通信)	1	〇.〇.〇～ 〇.〇.〇	論文提出期間： 〇.〇.〇～〇.〇.〇	300 (人)
									300 (単位)
10	中一・二種免 (英語)	×	教科	英語学 英語コミュニケーション	英語総合 (R4認定通信)	1	〇.〇.〇～ 〇.〇.〇	論文提出期間： 〇.〇.〇～〇.〇.〇	300 (人)
									300 (単位)
11	中一種免 (数学) (理科)	×	独自	大学が独自に設定する科目	数理探究 (R4認定通信)	1	〇.〇.〇～ 〇.〇.〇	論文提出期間： 〇.〇.〇～〇.〇.〇	300 (人)
									300 (単位)

この他、規則第48条第3項に基づき、同条第1項第3号から第5号（様式第2号及び第4号の記載内容）に掲げる事項の変更を届け出た場合は、当該事項の変更を反映させること。
なお、上記届出を行わずに、本報告書において変更を届け出ることとは認められない。

受講料及び収支決算表

(1) 受講料

区 分	1 単位あたりの単価
	(徴収しない) 円

(2) 収支決算

①収入

区 分	金 額 (円)
国費 研究受託費 (独法教職員支援機構)	〇〇〇, 〇〇〇
〇〇〇〇事業費	〇〇〇, 〇〇〇
県費 〇〇〇〇費	〇〇〇, 〇〇〇
その他 (〇〇〇)	〇〇〇, 〇〇〇
その他	〇〇〇, 〇〇〇

②支出

区 分	金 額 (円)
謝金	〇〇〇, 〇〇〇
旅費	〇〇〇, 〇〇〇
資料作成費	〇〇, 〇〇〇
印刷費	〇〇, 〇〇〇
通信運搬費	〇〇, 〇〇〇
会場借料	〇〇〇, 〇〇〇
消耗品費	〇, 〇〇〇
その他 (〇費等)	〇〇, 〇〇〇
計	〇〇〇, 〇〇〇

(3) 備考

主に受講料の徴収方法について、中堅教諭等向上研修として受講料を徴収したなど特記すべき事項がある場合はその方法を記入すること。

中堅教諭等向上研修として受講料 (12,000円) を徴収し、希望者 (事前申請が必要) には無料で単位認定を行った。



免許法認定通信教育 実施報告一覧

所在都道府県	〇〇県
開設者名	〇〇〇〇大学

No.	所在 都道府県	開設者名	免許状の種類	免許法 別表 第8 対応	免許法施行規則に定める科目区分等		開設科目名	授 与 単 位	受講者数	授与単位数 (合計)
					科 目	各科目に含める必要事項				
1	〇〇県	〇〇〇〇大学	幼一・二種免	×	教科	健康	健康 (R4認定通信)	1	1,000	1,000
2	〇〇県	〇〇〇〇大学	小一種免	×	教職	総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の時間の指導法 (R4認定通信)	1	600	600
3	〇〇県	〇〇〇〇大学	中一・二種免 (数学) 高一種免 (数学)	○	教科	「確率論、統計学」	確率論、統計学 (R4認定通信)	1	200	190
4	〇〇県	〇〇〇〇大学	特支二種免	—	特支	特別支援教育の基礎理論に関する科目	障害児教育の基礎理論 (R4認定通信)	1	400	400
5	〇〇県	〇〇〇〇大学	特支二種免 (視覚障害者)	—	特支	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の 心理、生理及び病理に関する科目	1	400	380
6	〇〇県	〇〇〇〇大学	特支二種免 (聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者)	—	特支	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の 心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の 教育課程及び指導法に関する科目	1	400	390
7	〇〇県	〇〇〇〇大学	中専免 高専免	—	教職	教育の基礎的理解に関する科目等	教育学特講 (R4認定通信)	2	100	200
8	〇〇県	〇〇〇〇大学	栄養教一・二種免	—	栄養	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項 食生活に関する歴史的及び文化的事項 食に関する指導の方法に関する事項	栄養教諭論 (R4認定通信)	2	100	200
9	〇〇県	〇〇〇〇大学	中一・二種免 (英語)	○	教職	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	教科内容構成・英語 (R4認定通信)	1	300	300
10	〇〇県	〇〇〇〇大学	中一・二種免 (英語)	×	教科	英語学 英語コミュニケーション	英語総合 (R4認定通信)	1	300	300
11	〇〇県	〇〇〇〇大学	中一種免 (数学) (理科)	×	独自	大学が独自に設定する科目	数理探究 (R4認定通信)	1	300	300

3. 変更届出要領及び提出書類の様式

<変更届出要領>（令和6年度以降開設分）

認定通信教育の開設者は、規則第48条第3項に基づき、認定通信教育の認定後に以下Ⅰに掲げる事項について変更しようとする場合には、以下Ⅱのとおり書類を作成し、電子メールで提出することにより届け出ること。

【Ⅰ 変更の届出が必要な場合】

- 教育課程及び指導計画の変更（様式第2号、第3号及び第4号の記載内容）
- 各科目についての単位の配当の変更（様式第2号の記載内容）
- 認定通信教育の講師の変更（様式第5号の記載内容）

【Ⅱ 提出書類】

書類一式をPDF化し、提出すること。（必ず暗号化すること。）

- (1) 変更届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 様式第11号
- (2) 変更後の申請書様式（変更のあった様式のみ提出）

※例えば、1つの申請において10科目の認定を受けている認定通信教育で、そのうち1科目のみ単位の配当について変更しようとする場合、様式第11号と併せて、当該事項の修正を反映した様式第2号（左記様式には、変更がある科目のみでなく、申請し認定を受けた10科目全てを記載）を提出すること。

提出先	: menkyo-nintei@ml.nits.go.jp (（独）教職員支援機構 認定講習等事務担当 宛)
件名	: 【開設者名】免許法認定通信教育変更届出書類一式 (例) 【〇〇大学】免許法認定通信教育変更届出書類一式
ファイル名	: 「開設者名」+「通信教育変更届出書類一式」+「.pdf拡張子」

【様式第 11 号】

(文 書 番 号)
令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

申請者名

令和 年度 免許法認定通信教育
に係る変更について（届出）

令和 年 月 日付け 号で認定を受けました令和 年度 免許法認定通信教育について、下記のとおり変更したく、教育職員免許法施行規則第 48 条第 3 項の規定により、届出します。

記

No. 及び開設科目名		
変更する事項		
変更内容	変更後	変更前

変更理由	
------	--

- 〔添付書類〕
1 様式第 号
2 様式第 号

（事務担当者の所属・氏名等）

所属		電話	
職名 氏名	（職名）	FAX	
	（氏名）	E-mail	

記入例

【様式第 11 号】

(文 書 番 号)
令和 年 月 日

文部科学大臣 殿

申請者名 ○○大学長

令和○年度○○大学免許法認定通信教育に係る変更について（届出）

令和○年○月○日付け○○受文科○第○○○号で認定を受けました令和○年度○○大学免許法認定通信教育について、下記のとおり変更したく、教育職員免許法施行規則第 48 条第 3 項の規定により、届出します。

記

開設科目名	障害児教育の基礎理論（R4認定通信）	
変更する事項	履修期間・講師	
変更内容	変更後	変更前
	令和○年△月△日～令和○年△月△日 △△ △△ (○○大学○○学部教授)	令和○年○月○日～令和○年○月○日 ○○ ○○ (○○大学○○学部教授)

開設科目名	視覚障害児の理解（R4認定通信）	
変更する事項	講師	
変更内容	変更後	変更前
	△△ △△ (○○大学○○学部教授)	○○ ○○ (○○大学○○学部教授)

変更する科目の数により、適宜記入欄を削除・追加すること。

変更理由	
------	--

〔添付書類〕

- 様式第 2 号 実施計画書
- 様式第 5 号 講師の氏名、主要職歴及び担当授業科目等

（事務担当者の所属・氏名等）

所属	○○○学部（○○○課）	電話	○○○－○○○－○○○○（直通）
職名 氏名	（職名）○○○○係長	FAX	○○○－○○○－○○○○
	（氏名）○○ ○○	E-mail	○○○○@△△△. ac. jp